

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 上下水道局下水道施設課

許認可等の名称	浄化槽清掃業の許可
根拠法令等の条項	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 第35条
法令等の定め 又は概要	法第35条 市内において、浄化槽の清掃を行う事業（以下「浄化槽清掃業」という。）を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
審査基準	<p>1 許可申請書</p> <p>(1) 浄化槽の清掃を行う事業を営もうとするとき</p> <p>(2) 有効期間終了後、引き続き浄化槽清掃業を営もうとするとき</p> <p>2 申請の期限</p> <p>上記(2)の場合：有効期間満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1) 事務所の位置図</p> <p>(2) 保有車両一覧表</p> <p>(3) 保有器材等の一覧表</p> <p>(4) 従業員名簿</p> <p>(5) 事業実績</p> <p>(6) 住民票の写し（個人の場合） 登録事項証明書及び定款（法人の場合）</p> <p>(7) 申告書</p> <p>(8) 保有車両の写真</p> <p>(9) 保有車両ごとの車検証の写し</p> <p>(10) 直近事業年度における貸借対照表及び損益計算書の写し（法人の場合）</p> <p>(11) 直近年度の所得税の納付済額を証する書類（個人の場合）</p> <p>(12) 資格等の写し</p> <p>(13) 浄化槽清掃業許可証の写し（豊田市分、他市分）、一般廃棄物収集運搬業許可証の写し（豊田市分）</p> <p>4 許可申請手数料</p> <p>10,000円</p>

5 申請先

下水道施設課

6 審査基準

申請者が浄化槽法の第36条第2号イからヌまでに該当しないものであること、申請書に虚偽の記載等がないこと等を審査基準とする。

(許可の基準)

第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

	<p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>設定年月日</p>	<p>令和 4年 2月 1日（最終更新： 年 月 日）</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>